

[平成19年 6月 定例会]

■公園・緑地の整備について

～泉ヶ丘配水池敷地の公園的活用～

■地下水・湧水の保全について

～富士山の恵み創造基金の創設と制水工を活用した環境教育の展開～

◆2番（小池智明 議員） 小池智明でございます。向こう4年間よろしくお願いいたします。

私は、さきに通告いたしました2点につきましてご質問させていただきます。

まず1つは、公園緑地の整備についてでございます。

公園緑地などの市街地のオープンスペースは、レクリエーションやスポーツ、自然との触れ合い、あるいは地域の皆さんの世代を超えた交流の場、また地震などの災害時の避難場所として都市の骨格を形成するとともに、豊かな市民生活を支える重要な空間であります。今後とも財政的に非常に厳しい状況が続くものと考えられますが、公園緑地は重要な社会資本として、総合的、計画的に整備、確保していく必要があると考えますが、そうした中で、以下の3点について伺います。

1つ目は、都市公園の整備計画に関する全市的な進捗状況、それとそれを踏まえました今後の整備の基本的な考え方、方針についてお伺いしたいと思います。

続きまして、2つ目は、住居系の用途地域でありながら、現実には公園空白地域である今泉北部・石坂・伝法地区の公園整備予定、中でも近隣公園として都市計画決定されている舟久保公園、地区公園として決定されている石坂公園の整備予定について伺いたいと思います。

3つ目は、水道施設である泉ヶ丘配水池敷地の公園的整備、活用についての提案でございます。これは平成6年9月議会で、当時の勝亦正人議員が同様の質問をしております。そのときは前市長の時代でしたが、市当局の答弁は、今後、配水池場内の整備を進める。オープンスペースとしての無制限の開放は難しいが、地域のイベントなど期間を定めた利用については地域で使っていただきたいというものでした。それから13年が経過いたしました。泉ヶ丘配水池は配水池という水道施設としての整備はほぼ完了しているように見えます。また、そうした中では、地域のお祭り、あるいはどんど焼き等のイベントにも十分活用しております。

しかし、周辺地域、例えば私が住む駿河台地区は、宅地化が一層進み、中でも若い家族の転入が多く、地域の小学生の数は、この少子化の世の中にあってもいまだに増加しております。また、近くには市内初のシルバーハウジング、つまりお年寄りの世帯専用で改築された駿河台市営住宅、高齢者施設である「みぎわ園」なども立地が進み、子どもや高齢者の増加など、遊び場や憩いの場、緊急時の避難の場などを求める状況は、平成6年当時を大きく上回っております。

そうした中で、私はこの泉ヶ丘配水池を公園的に地域に開放していくべきだと考え、提案いたしますが、これについてのお考えを伺いたいと思います。

次に、大きな項目の2つ目、地下水、湧水の保全についてであります。

豊富な地下水、湧水は、富士市の生活、産業などを支える最大の基盤であることは、だれも異論がないところだと思います。この地下水、湧水を安定的に維持、保全していく上では、水源涵養地帯である富士山麓の健全な森づくりや下流部での土壌汚染やそれに伴う地下水汚染の未然防止対策、水がわき出る湧水池、河川などの保全対策を進めることが重要であります。

それには、受益者である我々市民や市内に立地する企業なども、このような富士山麓の水循環の仕組みを理解した上で、森づくりや地下水、湧水の保全に関し、何らかの形でかかわっていくことが必要と考えます。

こうした考えの中で、以下の2点について質問いたします。

1つ目は、森林づくり県民税の活用状況とそれを踏まえた富士山の恵み創造基金創設の考え方についてであります。この件につきましては、これまで現議長である渡辺敏昭議員を初め何人かの先輩議員が質問されておりますが、当局のお答えは、18年度から県の課税が始まりました森林づくり県民税とそれを財源として行う森の力再生事業の内容を吟味しながら検討していきたいとのことでしたが、平成18年度1年間が経過いたしました。一方、富士山の恵み創造基金は、富士市環境基本計画において、豊かな水を守ることを目標に、森林や湧水の環境保全整備を行うための基金と位置づけ、その創設を進めることとしていきます。

県が始めた税金と森の力再生事業の富士市、あるいは富士山麓における効果と課題、それを踏まえた富士山の恵み創造基金の創設判断の考え方について伺いたいと思います。

2つ目は、制水工を活用した水循環に関する環境教育、意識啓発を市としても積極的に展開すべきではないかという提案であります。

制水工は、ボルトやコンクリートなどを使わずに間伐材だけでつくる堰のようなもので、雨を地下に浸透させ、土砂の流出を防ぐ、別名森の小さなダムと呼ばれているものです。この制水工は、もともとこの富士山麓が発祥の地であり、昭和50年代初頭から林業に携わる皆さんが間伐材の有効利用も兼ねて始めたというお話を、服部藤徳議員のお父様で、元議長も務められた服部源一郎様から伺ったことがあります。当時は、旧大蔵省の主計官が調査に訪れ、制水工とコンクリートのダムについて、その費用対効果を比較検討したり、NHKの夜9時からの特集番組で取り上げられるなど、その水源涵養の働き、土砂流出防止の働きの高さが大変注目されたそうです。その後も、本市では継続的に制水工をつくり続け、近年では毎年200基、1基の長さが大体4メートルから5メートルですので、毎年800メートルから1000メートルほど設置してきており、相当の効果が上がっているものと思います。

一方、近年では、私もメンバーとしてかかわっておりますが、NPO団体やライオンズクラブなどが自主事業として富士山の山の現場で水循環の仕組みを知ろう、水源涵養のための作業に少しでも参加しようということで、市や森林組合の協力を得ながら、制水工体験会を開催しております。参加しました皆さんに感想を伺いますと、地下水がつけられる仕組みがとてもよくわかった、水が豊かな富士市だけれども、節水の必要性を感じました、

森が危機的状況にあることがよくわかった、富士山に生かされていることを実感しました、多くの市民の皆さんに体験してもらいたいなどの意見が多数聞かれます。環境教育、意識啓発の面からとても役立つものだと私は思います。

しかし、NPOやライオンズクラブなどが単独の自主事業として行うには限りがあります。場所探し、地権者の皆さんとの調整、指導者の確保、参加者募集の広報などの面では限界があります。このような状況を考えますと、多くの面で効果が高い制水工づくりを地下水、湧水の受益者である市民や小中学生も気軽に参加できるよう行政施策として積極的に展開すべきと考え、提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上が第1回目の質問です。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺敏昭 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小池議員のご質問にお答えいたします。

公園緑地の整備についてのうち、まず都市公園の整備計画に関する全市的な進捗状況と今後の整備の基本的な考え方につきましては、富士市の都市計画決定された公園緑地は合計で70カ所の公園緑地があり、総面積は587.24ヘクタールとなっております。これらを種別ごとの名称と公園数でお示しいたしますと、街区公園として柳島公園など34公園、近隣公園として原田公園など16公園、地区公園として中央公園など5公園、総合公園として広見公園など4公園、運動公園として富士総合運動公園の1公園、特殊公園として岩本山公園など6公園、緑地として富士川緑地など3緑地となっております。

このうち平成18年度末で部分供用も含め供用開始している公園緑地は53カ所、供用面積は232.62ヘクタールとなり、箇所数で75.7%、面積で39.6%の整備率となっております。ほかに都市計画決定をせずに供用開始している公園は98公園、供用開始面積は34.4ヘクタールであります。また、比奈公園のように、一部用地買収済みで未整備の公園は5公園で、買収済み面積は3.41ヘクタールであります。石坂公園、靖国公園のように、都市計画決定だけで未着手の公園は12公園で、面積は38.7ヘクタールとなっております。

本市における公園緑地の整備目標は、富士市緑の基本計画において1人当たり21.0平方メートルに設定しており、平成18年度末では1人当たり11平方メートルの整備となっております。これに対し、国の整備目標は1人当たり20平方メートルとなっておりますが、平成17年度末で1人当たりの整備面積は全国平均9.1平方メートル、静岡県平均8.3平方メートルとなっており、目標に対しての整備状況は全国的におくれている状況にあります。

今後の整備の基本的な考え方は、さきに述べましたように、富士市緑の基本計画に基づき整備計画を立て、事業化に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の公園空白地域である今泉北部・石坂・伝法地区の公園整備予定地、特に舟久保公園、石坂公園についてであります。公園整備につきましては、富士市総合計画に基づき計画整備を行っておりますが、公園用地の確保に年月がかかることや、買収に多額の費用が必要なことから、事業期間は長期になってまいります。これら2カ所の公園もその計画地に多くの住宅があるため、長期間の事業になると予想されます。このため、今

後の整備計画の中で調整を図りながら、事業化に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、3点目の水道施設である泉ヶ丘配水池敷地の公園的整備、活用についてであります。泉ヶ丘配水池は、主に吉原地区へ給水する水道施設として基幹的な役割を果たしている施設であります。ここの敷地は5289平方メートルほどの面積があり、主な施設としては2700トン、3000トン、6000トンの3基の配水池のほか、口径250ミリ以上の送配水管が埋設されており、制水弁やマンホール、地震発生時に機能する緊急遮断弁及び電気計装設備など施設内に数多く設置されております。また、災害時には給水活動の拠点としての機能を果たす場所ともなっております。

水道施設の管理及び運営につきましては、当然のことながら、衛生上必要な措置を講じなければなりません。具体的には、施設にはかぎをかけ、さくを設けるなどして、人や動物がみだりに立ち入って水が汚染されるのを防止する必要があります。さらに、近年、厚生労働省からは、国内のテロ対策に関連し、水道施設についても、水源監視の強化、浄水場、配水池等の防護対策の確立を図るよう指導されております。

このようなことから、水道施設の管理、安全面を最優先に考えた場合、議員ご提案のような公園的整備を行い、水道施設を恒常的に開放することにつきましては、難しいと考えております。

一方、こうした状況ではあります。地元町内会からは地区行事の会場として使用したいとの要望もあります。このようなときは、利用の目的、内容、使用期限などを考慮し、管理、安全面に配慮した中で、一時的に水道用地の使用を認めていることもございますので、このようなことをご理解をいただきたいと思っております。

次に、地下水、湧水の保全についてのうち、1点目の森林づくり県民税の活用状況と富士山の恵み創造基金の考え方についてであります。まず森林は水源涵養、雨水流出抑制、自然環境の保全など、私たちの暮らしに欠かすことのできない多様な機能を有しております。近年、社会的、経済的な要因等により、森林の荒廃が進行し、その公益的機能が失われつつあります。このため県は、静岡県森づくり百年の計委員会を設置した中で、森林整備等に係る経費の県民負担等について協議し、平成17年12月に森の力再生基金を創設した上で、平成18年4月より森林づくり県民税を導入したところであります。

一方、富士山の恵み創造基金につきましては、平成13年度に策定した富士市環境基本計画において、森林や湧水の環境整備を行うための重点的な取り組みとして、制度の創設を位置づけております。これまで平成14年に関係課による検討会を設置し、森林や地下水などに係る課題の洗い出しや基金の体系などの調査検討を行ってまいりましたが、昨年より森林づくり県民税を財源とする森の力再生事業が進められておりますので、現在は現状把握に努めている状況となっております。

さて、ご質問の本市における森林づくり県民税の活用状況についてであります。平成18年度におきましては、森の力再生事業実施要綱に基づき、私有林の林齢24年生から52年生のヒノキ森林について、県、森林所有者、整備者の3者が協定を結び、間伐29.7ヘクタール、丸太土どめ3000メートル、簡易作業路2645メートルの森林整備を行っており、総事業費は2000万円余であります。

今後も森の力再生事業の有効活用について、荒廃している森林の所有者に機会あるごと

に呼びかけるなど、森林の多面的機能の向上と良好な森林環境の維持、保全に取り組んでまいりたいと考えております。

しかし、この事業は、森林所有者による整備が困難な荒廃した人工林を混交林へ誘導するものと、荒廃した里山林や竹林の密度の調整及び樹種転換を行うものを対象としていることから、本市における活用の範囲が限定されております。

このため、県の制度では対象とならない森林等に対応できる、富士市独自の制度を検討する必要性を感じてはおりますが、その検討に当たっては、森林づくり県民税との整合を図った財源の確保や利用目的の明確化など、今まで以上に慎重な対応が必要となってまいりますので、今後の状況を注視しながら、引き続き基金の必要性、方向性を検討してまいります。

次に、制水工を活用した水循環に関する環境教育、意識啓発の積極的な展開についてですが、森林環境教育の目的は、森林とそれにかかわる問題に気づき、関心を持つとともに、親しみ、恵み、治山治水の観点から、森林の機能の理解と環境保育の意識の高揚を図ることであるので、ブナ林創造事業などの体験及び啓発事業を実施してまいりました。

制水工を活用した森林の保全は、土壌流出防備、水源涵養のためにも大変重要な事業であり、富士市では昭和 51 年から年間 200 カ所、延べ 6000 カ所の制水工設置に対する補助を実施してまいりました。また、ふじ環境倶楽部や富士吉原ライオンズクラブなどの市民団体も、制水工の必要性、有効性の観点から市民に広く呼びかけ、制水工づくりの体験事業を行っております。

このような取り組みを今後も啓発していきたいと思っておりますが、制水工づくりは大変危険を伴う作業でありますので、必ず林業経験者の十分な安全対策と指導のもとに行わなければならないことから、森林組合、森林 N P O 団体等の多大な協力が必要と考えております。そのため、今後はさらに全世代にわたって参加できる、森林を守り育てる新たな取り組みを検討していくとともに、広報紙などを通じ、制水工の森林保全に対する役割等について広く P R をしてまいります。

以上であります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2 番小池議員。

◆2 番（小池智明 議員） 市長、答弁どうもありがとうございました。私の初めての質問で、非常に感激いたしました。

そうした中で、まず公園緑地の件から 1 つずつ伺っていきたいんですが、今数字をもちましてご説明いただきましたようなことがありまして、富士市としましては、例えば県と比較したり、あるいは国の目標値等と比べたりしますと、1 人当たりの整備面積は 11 平米ということで、多少なりとも上回っているということで、一生懸命これまで公園緑地の整備が進められてきたということがよくわかります。

また、市長が今基本になっているんだということでご説明いただきましたこの緑の基本計画にも、年度は 1 年違うんですが、平成 17 年度の目標値が、中間目標値ということですが、こちらは 8.2 平米ということですから、3 平米近く目標値を上回っているということ

で、これまでは本当に順調に来ているのかなという感じがいたします。しかし、この緑の基本計画の資料編というものがございます。こちらを拝見いたしますと、最終的な富士市の目標面積は1人当たり21平米だと、これは国が設定している20平米を意識してのことだと思いますけれども、それが平成27年を目標に整備をしようということで作られております。27年段階では、目標値の21平米を達成しようということになっておりますけれども、これを少し数値的に考えてみますと、この基本計画に基づきますと、平成8年から17年までの10年間、この整備予定が129ヘクタール、投資金額が223億円で、この金額はちょっとけたが、本当にこんなにあれなのかなというとなんなんですけれども、一方18年度から27年度までの10年間では、整備面積で829ヘクタール、投資金額は1371億円、この金額もけたがいいのかなというちょっと疑問もあったんですが、そう書いてあります。そうしますと、同じ10年スパン、平成8年からの10年、18年からの10年で比べますと、整備面積、それとそれに関する投資金額というのが6倍強になります。これは非常に現実的な話なのかなと考えると、ちょっと首をかしげざるを得ないかと思えます。

これまで一生懸命やってきて、中間目標の値は達成したわけですが、今11平米ですから、それを21平米にするということは、今後10年間で今の倍にするわけですね。それは多分到底無理だろうと思えます。こういう計画は、国の方針ですとか、そういう中で無理やりこじつけてつくったようなところもないわけではないかと思えます。それはそれといたしまして、実際にこれからの財政的なことを考えた中で、27年までの整備というものは確実に無理じゃないかと。であるならば、この計画が残っていること自体が地権者の皆さん、あるいは市民の皆さんに非常に夢ばかり持たせて、あるいは土地を持っている皆さんには、自分の土地の利用の制限等もありますので、もう少し現実的な対応を考えるべきじゃないかと思えます。

そうした中で、昨年度、公園でなくて、都市内幹線道路整備に関するプログラム、幹線道路のこれからの整備計画、これを市では策定されました。都市計画道路もかなりの数の路線が計画決定されているわけですが、なかなか整備が進まない。そういう中で、向こう10年間に優先的に整備すべき路線というものを明確にしております。ぜひこの公園についても、緑の基本計画はちょっと棚上げというか、見直しをする中で、現実的な整備プログラムをぜひ策定して、それに基づいて、それを公表しつつ、整備を進めていくということが必要じゃないかと思えますが、これについて1つお答えいただければと思えます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 都市整備部長。

◎都市整備部長（鈴木利幸 君） 緑の基本計画につきましては、議員ご存じのとおり、国、県の指導に基づいて策定をしたということでございまして、当時の補助金体制の中では、こういう公的な位置づけをしたものの中でなければ補助対象にならないということの中で、後期の部分について事業量を集約してきたという経緯がございます。いずれにしましても、非常に実現が難しいということは議員ご指摘のとおりでございます。

これから整備プログラムのものについてのお考えということでございまして、やはり公園につきましては、用地買収からかかりますと非常に年月がかかるということではございます。たまたま富士西公園、入山瀬緑地につきましては、環境整備事業団等が入っ

てまいりまして、10カ年で完成した。これを市単独補助金を受けながらやると、恐らく50年とか60年の単位になるだろうなというような事業ペースになっている状況でありますので、現在国庫補助で受けておりますのが、比奈公園と、それから原田公園と、浮島ヶ原自然公園、これらの公園が向こう五、六年はまだ年月を必要とするだろうというように考えておりますので、ほかの公園も単独の街区公園等を整備しつつ、国庫事業を導入していこうということで今現在事業を進めておるわけでございます。今後、先の事業でございますので、これらの五、六年の間について、事業を進めながら、今後どういう形で優先順位を決めていったらいいかという研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） 今、都市整備部長の方から前向きに検討していきたいというお話がありました。ぜひそういう中で明確にしていていただきたいと思っております。

それを踏まえますと、2番目の質問いたしました舟久保公園、石坂公園、これについては、最初の市長の答弁にもございましたが、やはり長期的というより、超長期的な位置づけにならざるを得ないのかなと思っております。それはそれで仕方がない部分はあるかと思っております。ただ、そうであるからこそ、では、うっちゃっておいていいのかと。公園のない、あるいは避難場所もないよということでは、やはり市民にとってはいろんな遊び場ですとか、避難場所は欲しいよということがあります。特に私が生活しております今泉北部地域は、今言いましたちょうど舟久保公園と石坂公園の誘致圏のエリアに入っております。丸々すっぽり公園が抜けております。であるからこそ、お金もそんなにかからない、あるいは用地買収の手間暇もかからない、そういうオープンスペースが泉ヶ丘配水池の敷地でございます。ですから、市長が先ほど安全上の問題、あるいはそういったことを考えると難しいよというお話でしたけれども、敷地全部はもちろん難しいと思っております。当然重要な制御施設ですとか、タンクもあります。全部とは言いませんけれども、エリアを区切った中で安全に使える部分については、少しの対処をした中で地域に開放する、そういうことが必要じゃないかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 水道部長。

◎水道部長（伊東正明 君） 泉ヶ丘の配水池の件ですが、あそこの敷地は比較的水道施設の用地にしては広い敷地になっております。3基のタンクのほか、埋設配管、その他あるわけなんですけど、見かけとといいますか、見えるところ、多少タンクの周りはスペースがあることはあるんですが、しかし、あの場所にもドレーンの配水管、下のポンプから揚水する送水管、それから各家庭に配水する配水管等々の配水管が埋設されておりますので、そういう配管の点検等、そういうことも考えますと、仕切って分担するというわけにもいきません。やはり水道施設の一応目的、やっぱりその機能を優先するという形で管理していく必要がありますので、さくをして区切るというのはなかなか問題が多いかと、このように思っております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） ちょっと細かな話になるんですけども、私ども地域に住んでおりますと、南側の入り口からタンクが右側の方に3基あるわけです。真ん中に通路がありまして、その反対側、西側半分については基本的に表には何も出ていないわけです。もちろん地下にそういう太い250以上の管が埋まっているかもしれませんが、それは先ほどの鈴木議員の質問にありましたように、もちろん破断したら困りますけれども、当然一般の公園利用、あるいはテロだとか何かという、そんなことは基本的にないわけですから、地域の方が利用するという中においては、西側のスペースについては十分利用ができるのではないかと。そのあたり、もう少し技術的な詰めですとか、あるいは例えば今すぐに公園整備ができない。では、その公園整備をすればしたら、これだけのお金をかけなければならないというお金があるのであれば、その何分の幾つかを使ってでも、多少整備をすることによって地域にオープンスペースを提供できると思うんですが、そういうことの検討というのはいかがでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 水道部長。

◎水道部長（伊東正明 君） ただいま申し上げましたように、その地下には見えるほか埋設物がありますので、なかなか難しいのではないのかなと、このように思われます。確かに入り口のところは多少舗装して、その管理用の車も入れるようになっておりますが、そこと埋設配管がありますので、いつの時点でも緊急時、配管管理できるような状態にしておく必要がありますので、区切って、それからそれなりのスペースを確保するということはなかなか難しいのではないかなと思っております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） 現状ではそういうことだということで承りました。地域には本当に緑地がございません。アスファルトの道路の上で小さな子どもたちが遊んでいる状況です。またお年寄りも、先ほど言いました高齢者施設等も多い地域ですので、ぜひ有効活用という意味では検討いただければと思います。

それと、それに関連して、今のは私が住んでいるところですから、具体的な例として提案申し上げたんですが、公園緑地の整備がこのように時間がかかるということは、だれが見てもしょうがないなと思うわけです。であるならば、都市整備部単独で公園緑地をいろんな手法で土地を確保して整備をするということだけでなく、いろんな課が、部が所管している公共施設があると思います。そういったところの今言ったような活用についての見直し検討、あるいは利用の可能性、そういうことについてもう少し積極的にぜひ進めたいと思います。

それをするには、今私が質問してお答えいただいたのは、最初は公園緑地に関して都市整備部長、次に水道部ということで水道部長にお答えいただきました。これは組織の関係としてはそうならざるを得ないかと思っておりますけれども、そういう意味の、いや、もっと部を超えた有効利用についての検討をしよう、進めろというのは市長の判断だと思います。

ぜひ市長はそのあたりを酌み取っていただいて、検討いただければと思います。

以上、1つ目の質問でございました。

続きまして、2つ目の質問でございます。

地下水、湧水の保全についてということで、最初に森林づくり県民税と創造基金の話ですが、森林づくり県民税、こちらの方、1年たって今後も注視をしていきたいというお答えでした。また、富士市にとって森づくりの制度が必要だと思ったら、それも考えていきたいというお話でしたが、私がいろいろこの森林づくり県民税とその用途であります森の力再生事業、こちらのパンフ等を見ますと、まさしく森づくりのみに使用する税金だなという感じがいたします。先ほど市長の答弁でもございました間伐、あるいは作業路の整備、それに伴う土どめの設置、これはまさしく森づくりそのものだと思います。森づくりはやはり水源涵養という意味では非常に重要なことですから、ぜひこれは一生懸命やっていたきたいですし、富士市も応分の負担をしているわけですから、それに見合った整備をぜひしていくよう県に要望していただきたいと思います。

ちなみに、先ほど18年度の富士市における事業費は2000万円ということでしたが、先日お伺いしましたら、いや、富士市では県民税そのものはその倍くらい納めているんだよということも伺いました。4000万円仮に納めたら、やっぱり県税ですから、過疎地域に配分しなければいけないというのはあると思いますけれども、富士市は少なくとも富士山のでっぺん、上流から、最後、水をくみ上げる下流まで、上流から下流まで一体となったエリアです。ですから、川下に住む市民の皆さんが納めた県税は、少なくとも同額は富士山の森づくりに使っていただくよう要望すべきじゃないかと思っております。

また、創造基金については、ぜひ富士市独自で考えていく必要があるのではないかと私は思います。と申しますのは、今申し上げましたように、森林づくり県民税は森づくりを進めるためだけの税金でございます。環境基本計画で位置づけられているのは、この富士山の恵み創造基金は富士市の水を守ろうというテーマで位置づけられております。ですから、例えば県は森づくりだけをその税金で使いますけれども、富士市においては水を守るという点では、例えば下流部の遊水池、あるいは浮島のような湿地の保全ですとか整備、また自然観察ですとか、ハイキングコースの整備、あるいはもっとソフト的な施策で森林インストラクターですとか、富士山の自然ガイドの育成、また富士山の清掃活動、こんなソフト施策、またこれまで一般財源で賄ってきた雨水浸透柵ですとか、雨水貯留槽の設置補助、こういったことは県の税金では使えないわけです。ぜひ富士市としては、森も重要だけれども、森づくりから出てくる水を守ろう、あるいはそういうことを進めるための環境教育を進めていく上では、ぜひ富士市独自の基金をつくっていくということは非常に重要じゃないかと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 総務部長。

◎総務部長（山本浩之 君） 富士山の恵み創造基金の関係は、毎回議員からご質問があります。平成18年に県で森林づくり県民税を財源とする形で森林づくり県民税ということが出て、今個人が400円、それから企業が均等割の標準税額の5%からということで、1000円から4万円ぐらいの課税をされております。この基金の関係は、平成13年に環境基本計画の中で森林と湧水を守るような環境保全という形で、最初はこの環境基本計画に載っております。実はこれは毎回二重課税という問題が、ちょっと税金ではなかなか、今県税が

ある場合、湧水は確かに山に雨が降ったのが流れて湧水になってくるということで、森とやはりこの湧水がある程度直結している部分がありまして、ちょっと難しいなということで今まで議会で答弁をしておりました。先ほど議員からの質問の中で、確かに荒廃した森林を守るというような名目でこの県税の森林づくり県民税ということが当たりまして、先ほど 2000 万の事業でしか富士市はやっていないよと。それと県税が払っているのがその倍ぐらいたしかありまして、そういう関係で、税ではなかなか難しいのかなとちょっと感じています。5年でその辺の見直しをする。それは10年計画でありますので、実際に市長からお答えをさせていただきましたが、その県民税と整合性を図って、財源の確保、それから利用目的の明確化をまた今後慎重に検討しまして、引き続き基金の必要性、方向性、そういうことを検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（渡辺敏昭 議員） 2番小池議員。

◆2番（小池智明 議員） 基金に非常にこだわった理由はもう1つございまして、先日、私のところにもこの市民税、県民税の納税通知書が参りました。私の周りでも何でこんなに市民税がふえたんだよという意見があります。これは新聞、テレビ等でもいろいろ報道されていますけれども、本来の目的は、この通知書にも書いてありますけれども、地方に対する国の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大して地方分権を積極的に進めるために必要な財源を直接確保し、地域の実情や市民のニーズに合った行政サービスをより効果的に行うこととあります。この目的に照らし合わせるんでしたら、ぜひ私は市税の増収分をこれに使ってもいいのではないかと。市長はことしの予算編成に当たって26億円増加した分については、生活に密着した行政サービス、こちらに使っていきます。これも非常に重要だと思います。ただ、一方、市民が何でこんなにふえたんだと、苦勞して納めた税金が富士山のために、おれたちの子どもたちのために、水を守って、富士山を守っていくためにだよということでしたら、非常に理解も得られやすい、また積み立てる意義がある、そういうお金じゃないかなと思います。

また、それは富士市は、世界遺産の話が出ていますけれども、本当に富士山のことを一生懸命やってくつもりだなということ内外にアピールすることにもつながるのではないかと思います。継続して検討するということでしたけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、最後になりますが、制水工については、ちょっと時間もないものですから、ぜひ私は市の施策として積極的に取り組んでいただきたいと思います。と申しますのは、平成13年にNPOですとか、森林組合の皆さんが協力して、県の森づくりフォーラムというものをこどもの国を中心に開催しました。そのときに、三島の職員の方が参加しました。三島の職員の方はそこで制水工を覚えて、すぐに市に帰りまして、13年度から制水工を三島市として積極的に取り組んでおります。その結果、6年間で1500人が参加する事業になっております。これは市民や企業もそうですが、富士市でいえば、緑の学校のような、子どもたちが宿泊体験するようなプログラムに合わせて積極的に制水工に取り組んでおります。その結果、ここにありますが、おとしには中部の未来創造大賞という、これは国土

交通省が授与している賞ですが、この優秀賞を受賞しております。制水工ですから、森づくりイコール林野庁ですとか、農水省という話にならないところがみそです。国土交通省が授与した。三島は、ご存じのとおり、湧水がわいて、富士市と同じような地下水の構造を持った町です。最近では、町中の湧水も非常に整備されまして、観光客すら来るようになったと。このような水循環全体の取り組みが評価されて、結果として国土交通省、町全体のまちづくりに寄与したんだよということにいただいている賞だと思います。

ぜひ富士市も、初めて始めたのが富士市ということですが、いいところは三島にとられてしまいました。でも、やっぱり富士山のふもとで、先ほど遠藤議員もありましたけれども、富士市の将来像がありますけれども、富士山とともに生きる町ですから、ぜひ富士山を保全していく。そのためには、制水工だけじゃありませんけれども、非常にいい取り組みだと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。最後、改めて市長のお考えをお聞かせいただいで、終了したいと思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 市長。

◎市長（鈴木尚 君） 制水工のことにつきましては、先ほどお答えをしたとおりでありますけれども、今ご指摘いただきましたように、制水工の効果というのは大変大きいというふうに伺っております。やはりこれをもっともっと普及をするという方向で、私どもは努力をしていかなければならないと思います。先ほども私は申し上げたんですけれども、森林組合の皆さんとか、それから森林NPO団体の皆さんの協力というのがやっぱり必要になりますし、私どもはこれらの、これからそういうことも含めて、広報紙とかいろんな、市民の皆さんにお伝えができるように、なおこれから積極的に進めていきたいというふうに思っております。